

入園を希望するとき

幼児教育・保育や地域の子育て支援を行う教育・保育施設を利用することができます。

教育・保育施設について

保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	幼稚園 3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
認定こども園 0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	地域型保育 0～2歳	原則19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業 ●小規模保育 ●事業所内保育

利用できる施設は？

保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園を利用するためには、教育・保育給付認定の区分において、いずれかの認定を受ける必要があります。フローチャートに沿って受けられる認定区分をご確認ください。



※両親ともに就労していても、1号認定を受けて、認定こども園等に通うことができます。

※認可外保育施設、企業主導型保育施設の利用要件は、各施設にお問い合わせください。

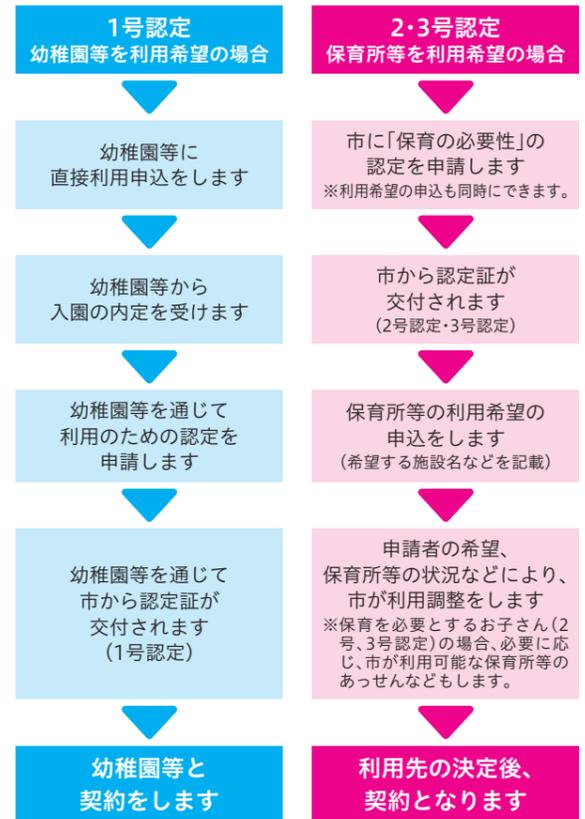
【保育を必要とする事由】

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、保護者のいずれもが下記の「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

就労	月に48時間以上就労している	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)。最長90日(到達日の月末)までの利用
妊娠、出産	産前8週間、産後8週間	就学	就学中(職業訓練学校等における職業訓練を含む)
疾病、障がい	保護者の疾病や負傷または心身の障がいがある	虐待、DV	虐待やDVのおそれがある
介護	同居または長期入院などしている親族の介護・看護をしている	育児休業での継続利用	既に上の子どもが保育を利用していて、育児休業を取得(在園継続)
災害復旧	震災、風水害、火災そのほかの災害の復旧に当たっている	その他	上記に類する状態として市が認める場合

利用までの手続の流れ

認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は左側を、2号、3号認定の場合は右側の手続きの流れが基本となります。



幼児教育・保育の無償化について

問 こども政策課 保育係 TEL 24-0340(直通)

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として、保育料が無償化されました(※私学助成幼稚園については、月額が25,700円まで無償)。
- 無償化の期間は、満3歳を迎えた次の4月1日(幼稚園は満3歳)から小学校入学前までです。
- 通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などは、無償化の対象外です。ただし、所定の要件を満たす世帯は、副食(おかず等)の費用が免除されます。

無償化の対象について

- 幼稚園等預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する子どもについては、無償化の対象となる場合があります(市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります)。
- 無償化となる利用料について、子ども1人当たりの月額上限額は次のとおりです。

	無償化対象事業等	対象児童	月額上限額
1	●幼稚園等預かり保育(1号認定)	満3歳児(住民税非課税世帯)	16,300円
		3歳児～5歳児	11,300円
2	●認可外保育施設 ●病児保育 ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業(保育所、認定こども園等を利用中の方は対象外)	0歳児～2歳児(住民税非課税世帯)	42,000円
		3歳児～5歳児	37,000円

入園を希望するとき

入園を希望するとき

こんな時は土地家屋調査士 山中正一事務所へ!

相続した親の土地を五人で分けたい
新築したいけど登記手続きが...
駐車場を建てたいが土地の面積がわからない
畑をつぶして家を建てたい
隣の工事をしたいが道路との境界が...
境界杭が見当たらず隣人との境界がわからない

土地家屋調査士 山中正一事務所
〒066-0036 千歳市北栄2丁目17-3
Tel.0123-26-3161

かがくあそび 好奇心を力に! こどもの「考える脳」を育てます

音感教育 英語教室 感性豊かな心を育てる

体育教室 食農育 専門講師による楽しい体作り

認定こども園 **第2わかば幼稚園** 千歳市勇舞1丁目4番1号 TEL 0123-23-2200

学校法人 富士学園 第2わかば幼稚園